

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成 30 年 2 月 22 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

国民年金関係 1 件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1700043号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1700019号

第1 結論

請求者のA社における平成25年12月20日の標準賞与額を9万9,000円に訂正することが必要である。

平成25年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年12月20日

請求期間にA社から賞与を支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社が保管する冬期手当給料台帳(25年12月20日支給)により、請求者は、請求期間において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、前述の給料台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、9万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成25年12月20日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し保険料を徴収する権利が時効により消滅した後提出し、厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行って

おらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1700041号

厚生局事案番号 : 四国(国)第1700007号

第1 結論

昭和45年4月から昭和49年3月までの請求期間について、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和18年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年4月から昭和49年3月まで

私は、昭和49年4月6日にC市に転入し、同年5月にC市の集金人に請求期間の国民年金保険料として約6万8,000円を支払ったにもかかわらず、未納とされているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金受付処理簿によると、請求者には二つの国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる。

一つ目の国民年金手帳記号番号* (以下「番号A」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿における番号Aの前後の払出状況から、昭和42年2月頃にD町で払い出されたことと推認できるが、国民年金被保険者台帳によると、住所が昭和45年4月1日にD町からE市へ職権で変更され、昭和50年4月1日にE市において不在被保険者(転出先が不明等住所が不明な被保険者)として管理されていることが確認できることから、昭和49年5月の時点ではC市において国民年金被保険者として把握されていなかったと考えられ、番号Aにより同月に請求期間の国民年金保険料をC市の集金人を通して納付することはできなかったと思われる。

二つ目の国民年金手帳記号番号* (以下「番号B」という。)は、国民年金受付処理簿における番号Bの前後の払出状況から、昭和54年11月頃にC市で払い出されたことと推認できるが、当該払出時期は昭和49年5月より5年以上後であり、番号Bにより同月に請求期間の保険料を納付することはできない。

また、請求者に番号A及び番号B以外の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、請求者に係る請求期間の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。